

## 宇佐市天津農村婦人の家指定管理候補者随意選定理由書

宇佐市天津農村婦人の家は、昭和59年に地域農村の婦女子、高齢者等の福祉と資質の向上並びに地域社会における役割を醸成するため、設置された。

同施設は、農村婦女子の拠点として、また地域コミュニティ拠点として定着している。また、農産物加工処理施設を併設しており、農産物の加工技術の伝承及び加工品の販売、地域農産物を使用した料理研究を行い、特に味噌加工を目的とした利用が中心となっている。

平成21年に天津農村婦人の家管理組合を設立し、平成22年より同施設の指定管理者となり、地域及び個人からの要望に応え、施設の適切な管理運営に努めている。

同組合は、現在約80名の組合員で構成され、今後も同施設を主体的に管理し、地域農村婦女子の活動拠点として維持したいと考えており、これまで通りの管理体制が地域振興の役割を担うと考える。

これまでの管理運営状況を検証しても、施設の管理運営方針を十分理解し良好な管理運営に努めている。

宇佐市指定管理者運用指針第2、3項(2)②に該当するため随意選定したい。

### ※宇佐市指定管理者運用指針第2、3項(2)②

地域住民が専ら使用している施設又は使用する見込みがある施設で且つ地域住民で構成される団体を指定することが管理上望ましいと思われる施設については、次の条件を満たすものに限り、随意選定を行うことができるものとする。

ア 施設については、市からの指定管理料が小規模な施設（原則500千円未満）であること。

イ 指定団体については、地域の同意が得られる団体であること。